

□ 土地収用制度における事業認定申請資料作成業務

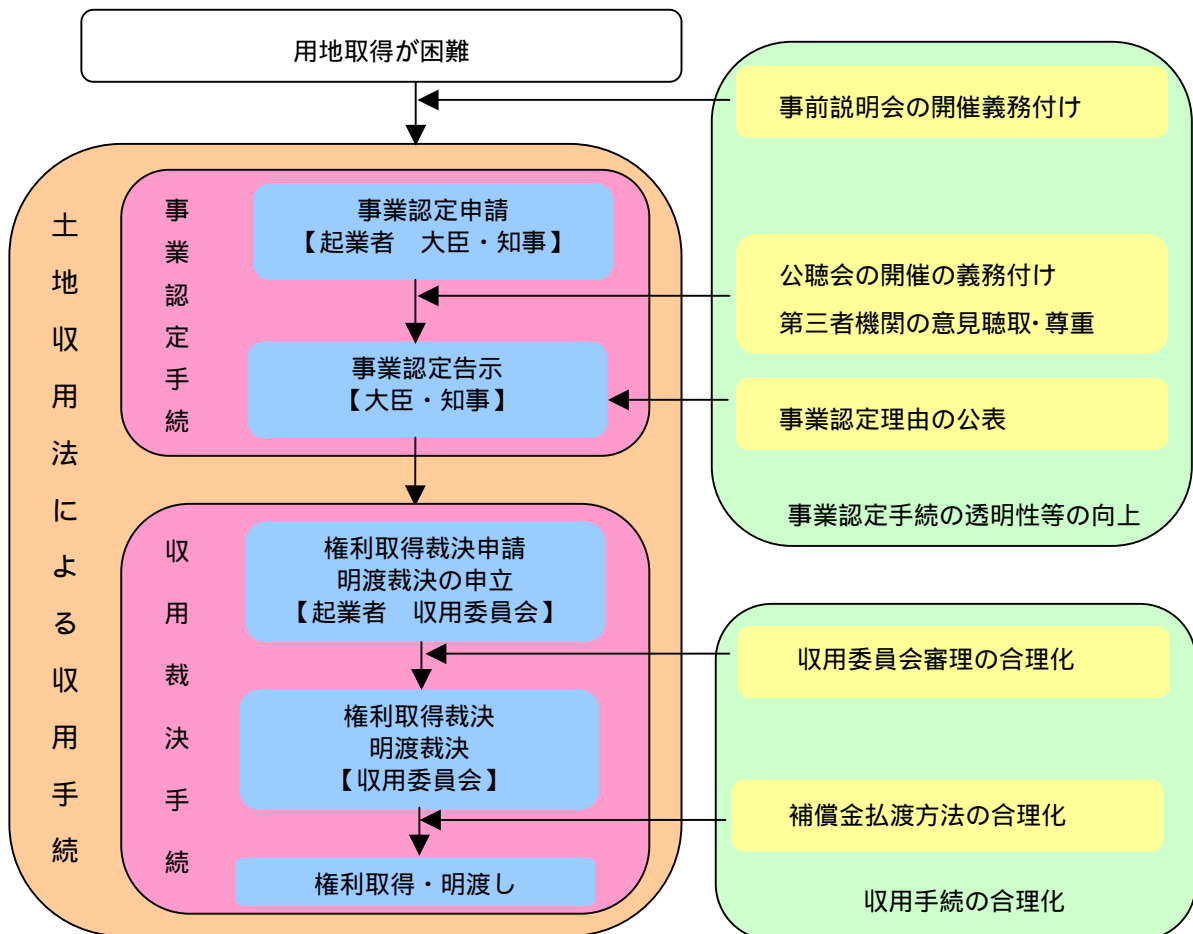
1 なぜ今、土地収用制度なのか？

近年、公共事業については、コスト意識の高まりや経済活性化の観点等から、公共用地の早期取得も含め、事業効果の早期発現を図ることが求められています。また、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」（平成15年3月）においては、「**事業のスピードアップ**」がプログラムの柱の一つとされ、その中でも「用地・補償の円滑化」のための「**土地収用法を積極的に活用する**」ことが具体的施策の一つとして位置付けられています。このような状況の中で、事業の進行管理の適正化のため、用地取得の円滑化を図ることが緊急課題となっており、土地収用制度の積極的活用が強く求められています。

2 改正土地収用法の概要

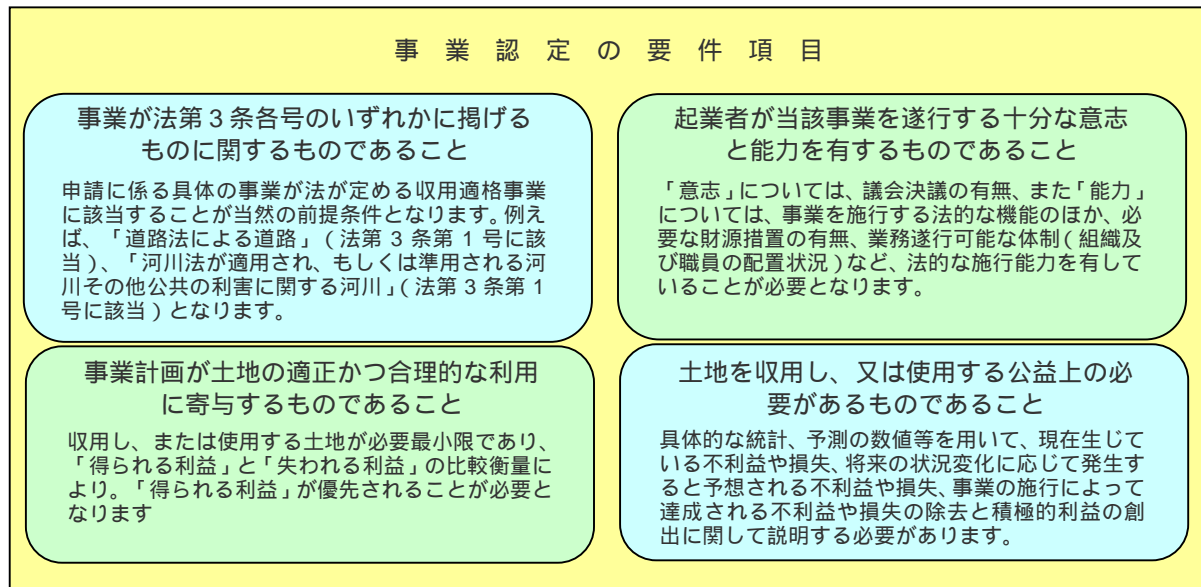
昭和26年に制定された土地収用法は、昭和42年を最後に抜本的な改正がなされておりませんでした。しかし、住民理解の促進、円滑かつ効率的な実施の確保、循環型社会の形成促進など、近年の公共事業を取り巻く課題に対応した見直しが行われ、改正土地収用法が平成13年7月11日に公布されました。

改正のポイントは、**事業認定手続の透明性等の向上**、**収用裁決手続の合理化**であります。このため、事業認定手続においては、改正前より多少時間を要することとなります。しかし、収用手続の合理化により審理期間等の短縮が図れ、全体としての期間短縮が図れるようになりました。



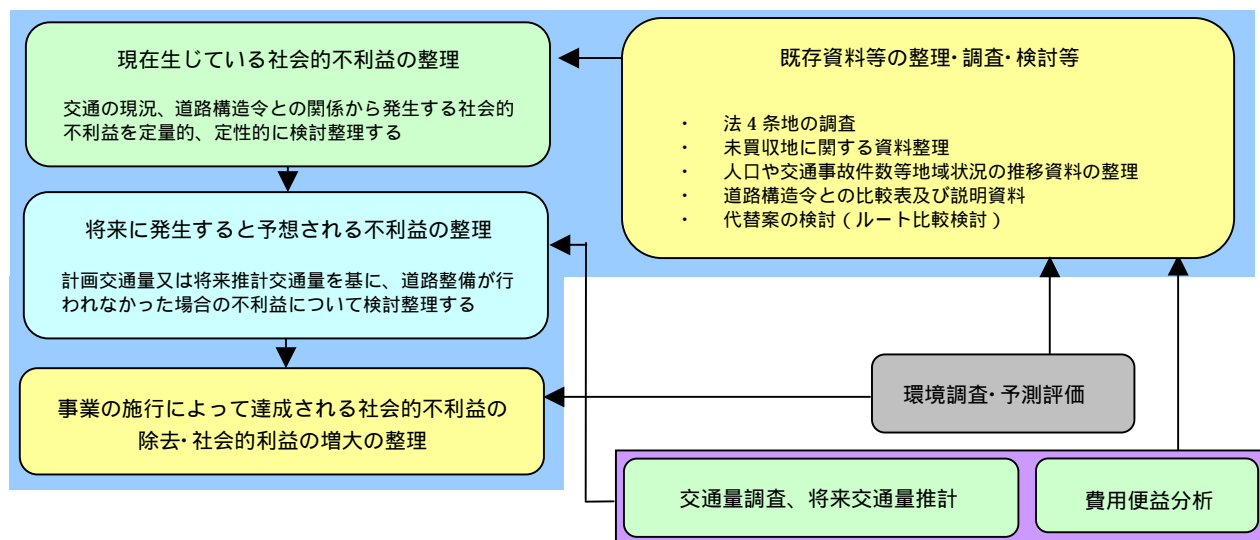
3 事業認定制度の概要

事業認定手続きは、収用委員会による裁決手続とともに土地収用制度の柱となるもので、公共性や合理性等を審査し、土地等を収用する必要があることを事業認定庁が認定する行為です。



4 事業認定申請業務の進め方

事業認定申請に必要な資料は、土地収用法第18条第2項に従い、国土交通省令で定める様式による他、国土交通省で監修された「事業認定申請マニュアル」に基づき作成する必要があります。



土地収用制度における事業認定の申請に当たっては、土地収用が国民の財産権に重大な制約を課すものであるという制度の性格から、種々の専門的なノウハウが必要とされます。弊社は、申請に必要な資料作成業務を数多く手がけております。豊富な経験を生かしながら、事業認定申請のお手伝いを致します。ご相談、ご用命は、弊社営業担当者までご連絡いただけるようお願いいたします。



セントラルコンサルタント株式会社

<http://www.central-con.co.jp>

お問い合わせ先：東京事業本部 営業部 浅見

電話 03-5117-1062